

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第三十一号

昭和三十一年四月七日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君
委員 渡田 誠一君 理事渡田元三郎君
理事中島 茂喜君 理事永田 亮一君
理事藤田 義光君 理事川村 繼義君
理事佐野 憲治君
大石 八治君 奥野 誠亮君
久保田円次君 武市 恭信君
登坂重次郎君 村山 達雄君
森下 元晴君 山崎 巖君
和爾俊二郎君 秋山 徳雄君
阪上安太郎君 千葉 七郎君
華山 親義君 細谷 治嘉君
松井 誠君 栗山 礼行君
門司 亮君

出席政府委員

警察庁長官 江口 俊男君
警察庁警備局長 後藤田正晴君
警察庁警務局長 金子 岩三君
自治政務次官 柴田 護君
自治事務官 岡田 純夫君
自治事務局 山本 悟君
財政局交付税 課長 越村安太郎君
専 門 員

委員外の出席者

警 視 長 後藤 信義君
警察庁警備局長 後藤 信義君
警察庁警務局長 岡田 純夫君
自治政務次官 金子 岩三君
自治事務官 柴田 護君
自治事務局 山本 悟君
財政局交付税 課長 越村安太郎君
専 門 員

四月七日

委員重盛壽治君辭任につき、その補欠として松井誠君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員松井誠君辭任につき、その補欠として重盛壽治君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)
警察に関する件(公安条例の運用等に関する問題)

○森田委員長 これより会議を開きます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行ないます。

○千葉(七)委員 私は、地方交付税法の改正にあたりまして、地方財政計画との関連におきまして若干お伺いをいたします。

地方財政計画に関する大臣の説明によりますと、昭和三十一年の地方財政計画は「国と同一の基調により健全な財政を堅持しつつ、地方行政水準の向上と地域格差の是正をはかること」としてこの地方財政計画を樹立したという御説明であります。もちろん、地方自治法の第一条、第二条、

地税法の第一条、第二条によりますれば、大臣のこの説明は当然なわけでありまして、地方財政の健全なる振興、発展といふことを目標にしなければならぬわけでありまして、はたして、今年度の地方財政計画を見まして、大臣の説明された趣旨に即応しておるかどうか、こういう点に私は二、三疑問を感じざるを得なかったわけであり

ます。地方財政の実態は三十六年、三十七年におきましては、必ずしも健全な状態ではなかったというように感じられるわけでありまして、まず第一に、三十六年、七年の地方財政計画と、それからこの兩年における単年度の決算額は一体どのように相なっておりますか、地方財政計画に対して決算の状況は、黒字であったか赤字であったかという点をお伺いしたいと思つております。

○柴田政府委員 ちょっと御質問の趣旨が明確にわかりにくいのでございまして、三十七年度について決算と財政計画がどのような形になっておるかというお尋ねかと実は思つてございしますが、さように……

○千葉(七)委員 三十六年、七年兩年……

○柴田政府委員 ちょっと三十六年度の決算と計画との差額につきましては持ち合わせておりませんが、三十七年度につきましては、歳入につきましては、純計決算におきましては二兆九千八百二十九億円、これに對しまして地方財政計画は二兆二千八百五十一億円、差額は六千九百七十八億円であり

ます。歳入におきましては、歳入の純計決算額は二兆八千八百七十四億円、地方財政計画上の額は二兆二千八百五十一億円で、六千二百三十三億円の増加と相なっております。

差額の非常に大きな点を申し上げますと、地方税につきましては千二百五十八億円の増加であります。これは地方税収入が当初計画を計上いたしましたの後に自然増収がございました。これは地方税以外の超過課税等を全部含んでおりますので、差額が出るのは当然であります。交付税は二百九十三億円の増

加であります。この二百九十三億円の増につきましては、その後地方交付税の補正予算に伴う増であります。地方財政計画は当初計画を立てまして、その後におきまして補正をいたしておりますので、補正に関するものが増であります。また国庫支出金の八百九十五億円の増加、これは繰り越し事業に關連するものだと思います。それから地方債が五百六十五億円ふえております。これも同じように地方債計画策定以後におきて生じた事由によって地方債を増加した部に關するものであります。また繰越金が千二百六十億円の増加

ですが、この千二百六十億円は地方財政計画上は単年度のものでございまして、繰越金は計上いたしておりますが、決算上は繰越金が出てまいりましてございまして、したがって歳入面におきましては非常に大きく違ひますのが地方税、それから繰越金、それぞれ千二百億円の程度違ひがござい

それから歳入におきましては、給与関係費で千五百二十九億円の増加、決算額は九千九百六十九億円の増加として地方財政計画額は八千四百四十億円であります。その差額は千五百二十九億円であります。これは御承知のように、地方財政計画は公務員ベースで計算をいたしておりますが、実際の支出はそれとは異なつた形で行なわれておりますので、その関係の差額であります。この中にはベース関係のものとそれから施設関係の職員の増減、この両方が含まれておると思つて、それから一般行政経費で千六百億円の増加、この中身はいろいろござい

ます。この中身はいろいろございまして、単独事業であります出資金、貸付金、物件費その他の点で違ひであると思つております。

それからまた投資的経費におきましては歳出決算額が一兆六千八百八十億円に對しまして、計画額は七千九百四十五億円で、差額が二千七百三十五億

でございます。そのうち大きなものは普通建設事業費の二千三百二十億円の増であります。これも事業の前年度からの繰り越し等に關連するものであります。それから繰出金が四百八十七億円の増加、積立金が二百四十五億円の増加、これは地方財政計画上は単年度の収支を考へておりますので、地方財政計画上の計算には出てこないものでございまして、したがって、この状態から判断いたしますならば、歳出入ともそれぞれ地方財政計画と決算額とは違つておるわけがございまして、非常に大きく違つておるわけが、歳出面

町村民税につきまして、ただし書き方式の高いものを採用してなおかつそうだとするところに、実は市町村財政の問題点があるように私は承知いたしているものであります。したがってまたそういった弱小市町村につきましては、税制改正を行ないまして、減収補てんの措置を講ぜざるを得ませんし、また地方交付税配分におきましては、財源の傾斜配分を一そう強めてまいる、こういう方向をとってまいらなければならぬのではないかと、そういうふうな考えを以て、今回の改正法案では、基準税率を七五%に引き上げまして傾斜配分を強める一方、従来からやっております態容補正の傾斜の緩慢化と申しますか、十種地以下の態容補正係数の傾斜をなくするという方向で、三十九年度の交付税の算定を行なうてまいりたい、このように考えて措置をいたしておるわけでござい

ます。

○千葉(七)委員 私実は町村長会からいただきました資料を忘れて持ってきたので、それ以上深く伺いすることができなくなりました。三十七年の実績、それから三十八年の実績を考えると、地方財政の状況が決して好転しておるというようには考えられないわけであり、三十九年は、大臣の説明にもありますように、健全均衡財政を堅持して、地方行政の水準を向上させる、こう言うのでありますから、おそろくそういう結果が出てくるのではあらうと思

ますけれども、いままでの二、三年の地方財政の実態をいろいろな面から検討してみると、はたしてこ

の計画で、ことしの地方自治体の財政の状況が三十八年よりも好転するのかどうか、地方自治体の健全性をこの計画で賄き得るかどうかということに、大きな疑問を私は感ぜざるを得ないわけであり、あるいは、前年、前々年のような結果が、ことしも招来されるのではないかと、このように考えられるわけであり、その点につきましても、赤字団体が絶対減少するという自信が、もしおありになったら、その自信のほどをひとつここで表明していただ

きたいと思ひます。

○柴田政府委員 三千五百有余のぼります地方公共団体の財政状態でございますし、私ども何らの強制措置も持たないわけでございますので、赤字を出さないかどうかということを確認を

持て答えるというわけには実は参らないと思ひます。私どもとしては、財政運営で

ある以上は、収支じりが合うのがあたりまえであつて、収支じりが合わないのはむしろおかしいのであります。したがって赤字のある向きにつきましても、すみやかに赤字を計画的に解消するよう、また財政運営にあたりましては、経費の重点的配分に意を用いて、管理経費の合理化をはかつてもら

いたいというところは、従来からも口をすっぱくして言つてまいつておりますし、今後におきましても同じような方向で、さらにきめこまかく指導をいたしてまいりたい、かように考えております。

従来に比べまして、財政があまりよく

なつてないじゃないかという御批判がございましたが、義務的経費と投資的

経費の歳出総額に占めます決算額をながめてまいりますと、義務的経費の歳出中に占めます割合は、昭和三十一年度では四九・七%、投資的経費の占めます割合は二七・四%、こういう構成比が三十一年度にあらわれております。その後この傾向は逐次正されてまいりまして、昭和三十七年度の決算におきましては、義務的経費の占める割合は四二・八%、投資的経費の占める割合が三七・七%、つまり義務的経費の伸びに比しまして、投資的経費の伸びが非常に大きくなつておるわけでありまして、財政の構造的な形から申

上げますならば、地方財政の姿というのは、そういう意味合いにおきましては漸次好転しているということが言えるかと思ひます。私どもは、財政の健全性をどう考えるかということでございますが、やはりこれは収支じりだけの問題をとらえず、やはり財政の中身の弾力性と申しますか、構造的意味における健全性といひます

か、そういうものをつかまえていくべきじゃないか。そうなつてまいりますと、その進捗は御指摘のように必ずしも早くないのでございすけれども、しかしながら年を追つて合理化をしてよくなつてきておるということが言えるかと思ひます。三十九年度におきましても、その傾向をさらに助長するように指導をしてまいりたい、かように考えております。

○川村委員 いま千葉委員のほうから、財政計画等の問題についてお尋ねがあつておりましたが、私関連をして、この際一言御意見を聞いておきたいと思ひます。

三十七年度の決算等をずっと見てお

りますと、一般財源の構成比がだんだん落ちておるのですね。これは私たいへんな問題ではないかという心配をいたしております。そのほか三十九年度の財政計画策定の内容をいろいろ検討してみますと、やはりこの際一般財源を強化するために、交付税率の改正をする時期ではないか、こういうふうな考え方を持っているわけですね。三税の伸びによつて、三十九年度は、三十八年度の繰り越しも合わせて八百億ばかりの交付税の増額になるようであり、また三十九年度に交付された交付税額と、三十九年度に交付される交付税額というものは、

そういふ点を考えてみますと、非常に財政の運営に地方団体は窮屈な思いをしてゐるのではないか。だから千葉委員からも指摘があつたように、三十八年度も三十七年度より財政が好転したと思ひますが、三十九年度はどうか、そういう心配が絶えない、こういうことになつていくのじゃないかと思ひますけれども、当局のほうでは交付税の増額、いわゆる交付税率をこの際改めるといふような検討は、全然なされておられません。その点をまず第一にお聞きをしたいと思ひます。

○柴田政府委員 地方交付税率をどうするかという問題につきましては、地方財政全体の情勢と国全体の財政の状況、両方を総合的に勘案をして検討すべき問題じゃないかというふうに、全般として私は考えております。しかしながら、その問題の前提として、今日の地方財政の姿をどうな

○川村委員 いまお話の点、わからぬではございません。ただ、私が言っておるのは、決算額と計画額とが一致をするとか、そういう意味で言っているわけじゃないのであります。これは当然のことであります。ただ、先ほど申し上げましたように、毎年毎年の決算と計画、次年度に立てられる計画等

を見てみると、あまりにも開きを示しておるから、これではやはりその年度年度の計画というものが、地方団体の財政運営の指導性を發揮するに乏しいのじゃないか、無意味なものになってしまつておるのじゃないか、これは言えると思う。こし、三十九年度のこの計画を見てこのとおり運営しなければならぬということは、地方団体ではつめのあかほども考えていない。またこれで地方団体の総計されたところの財政、歳入歳入の総予算額というのが立つわけではない。先ほど局長からいろいろ話がありましたけれども、私が言いたいのは、歳出の面について先ほど私が申し上げたような姿が明らかに出てきておる。歳入の面で見ても、まずと、実はあなたがおっしゃたような問題点が含まれて出てきておるわけです。そこで、そういう点でむしろ地方財政運営を非常に硬直させてくる結果になるのではないか、こう思つておる。そこで、歳入面で一つの例を申しますと、地方交付税のこれを見てみま

見積もりは、押え押えて予算を組んでいかなければならぬ。ところが歳出のほうを見てみると、どれもこれも必要なふくらましをしなければ予算が組めない、こういう結果が出ておりますから、非常に窮屈な、言うならば硬直したそういう予算編成というものにならざるを得ない一つの要因がここにもあるのではないか、予算編成の技術面からと、その収入の見積もり額の上から私はそう考えるわけです。ということとは、別のことで申し上げますならば、地方は収入の上では地方税の非常に大きな収入を期待しながら予算編成をする。地方譲与税は減っていく。交付税はいまのような形で少しばかりの、伸びばかりを見せてこない。そうなるのと、一般財源が窮屈である。地方税は見積もりは多くしておるけれども、どうなるのかかわからぬ。ところが投資的経費の歳出は、いろいろと大きく迫られておる。こういうところに、いろいろの財政運営のゆがみを生じてくる原因があるのではありませんか。そういう点

○柴田政府委員 地方財政の実態と計画額の開きは、どこに大きな問題があるかということにつきましては、先ほどおどまるのお答え申し上げておりますとおりでございます。それに関連をしておいて、実は何と申ししましても地方公共団体が非常に困っておりますのは、行政施設水準の早急な向上、こういう需要を前にして、投資的経費を充実して、早く施設水準を向上したい、こういうことであらうと実は私は思うのでございますが、そのために、おっしゃるように多少財源的な無理をして、しかも歳出を計上して、そして財源の見通しがつけば執行していく、こういうような財政運営方針をとるところが多いのではないかと思うのでございます。それに関連しては、私どもは、一般会計の地方債のあり方につきましても、やはりこの辺で再検討すべき時期にきているのではないか。ここ数年來、一般会計の地方債につきましては、公債費問題の解決の手段として抑制をしまいついて参りますけれども、しか

うかと私は考えておるわけでございます。しかしそのことから、直ちにそれが交付税率の問題に結びつくかといいいいまずと、問題は若干残るのじゃないか。私どももいたしましては、できるだけ地方の団体の財源としては税源を与えてやりたい。特に都市財政等を考えますならば、やはり税源を与えるというところに都市の財政活動、行政活動が期待されるわけでございますので、そういう方向でものを考えたいのでありますけれども、しかしながら財政全体の見通し、国との関連あるいは国民の租税負担を考えてまいりますと、交付税の問題にも問題が及ぶかとしれません。しかしながら、そういう全体の検討を通じて一つの転機に立っております地方財政の現状に対処していくためには、ともかく全般的な検討が必要だろうということは私どもも痛感しておるわけでございます。非常にお答えがはっきりいたしませんので現縮でございますけれども、要するに今般的に今日動いております地方行財政

したがって赤字団体が全部ふえてき
いっても、決して地方の行政水準が落
ちたことにはならぬ。こういう御答弁
のように了解をいたすわけであります
て、三十七年度決算においては従前の
決算と比較をして義務的支出のほうで
四二・八％、投資的経費のほうで二
七％で従来よりも減っておる、こうい
う御答弁と思いますが、そこで אותו
をいたしたいのは、投資的経費が二
七％、義務的経費が四二・八％であ
ります、三十九年度の計画を見ます
と、投資的経費の割合は全体の三六
％になっておるわけであります。三十
七年度の投資的経費の三七％という
は、おそらく三十七年度の当初の財政
計画では、これほどの割合は見えて
いなかったのではないか、かように考
えられるわけであります。しかるに決
算にあらわれた投資的経費の割合が一
七％になったのだ、こういうふうに
われるわけですが、そこで三十九年
度の投資的経費三六％の見積もりは、
そらく当初の計画のこの割合ではな

ていおさまらないだろう、そういうことが推測されるわけであります。そういうふうな考えでまいりますならば、ことしの財政計画というものは投資的経費のほうが非常に大きくて、しがって義務的な一般行政費のほうをこれからの予算の執行の経過においては大きく圧迫していくのではないか、このようにも考えられるわけですが、その点についてはそういう心配はないのであります。

○柴田政府委員 私が先ほど申し上げました比率は決算面の比率でございます。計画面と決算面に、投資的経費につきまして先ほど来お答え申し上げておりますように非常に大きな開きがございまして、これは繰り越し事業、事業が繰り越されていくわけでございます。その繰り越し額が加算されてこういう形で決算面と計画面の開きが大きく出てまいっておるわけでございます。それにさらに年度の途中で災害が起ります。この災害の復旧事業費の年度割の変動に左右される点があるわけでございます。計画面はさようなことを考えますに、事業の繰り越しの関係を考慮に入れますに、単年度限りの計算をいたすわけでございます。投資的経費の比率もおのずから変わってくる、義務関係経費その他のいわゆる消費的経費におきましては、繰り越しの財政関係が生じてくる場合いは非常に少のうございまして、投資的経費に大きく生ずるわけでございます。一般的に歳出の増減率は、三十八年の財政計画に對しまして三十九年度は一九・二%の伸びでございます。

でも、その中で投資的経費は昭和三十一年度におきましては二四・四%、最も大きな伸びを示しておるわけでございます。したがってまたその構成率も計画ベースでは従来以上に高まっておるわけでございます。決算面はどうなるかと申しますと、おそらくこの構成比率というものはもっと高い形に出てくるであろう。やはりそこには事業の繰り越し関係等が入ってくるので、さような形におそくなるだろうと存するわけでございます。

○千葉(七)委員 お話しになりましたように、一般行政費、義務的な地方自治体としての費用と、それから投資的経費の比率は、一般行政費のほうだんだんに高くなって、そうして投資的経費のほうの比率がだんだん低くなるということが、地方自治体の行政の本旨からいって、そういう形になることが私は最も好ましい形であると思うのであります。したがって、そういう方向に地方の自治体の財政の実態が進んでいくとするならば、これはたいへんけっこうなことでありまして、国におきまして、そういう方向に地方の財政を導いていくということが、国の方針でもなければならぬと思うのであります。が、ことしの計画を見ますと、私はそういう地方行政の本来の姿なり本来の本質なりを大きくゆがめられるおそれがあるのではないかと、こういう点を感ずるわけでありまして、この点のは、投資的経費におきましては、本年の計画においては非常に増大をしておるようにならるのではありません。たとえ道路であるとかあるいは港湾の整備であるとか地域開発の問題であるとか、あるいはまた工業用水の問題

であるとか、そういう方面に對しましては、非常に膨大な計画を立てておられる。これらの経費を総計いたしますと一兆一千三百七十一億円ほどになるようでありまして、その増大の割合は、昨年と比較をいたしますと、大体二〇%内外の増大を示しております。金額におきましては非常に増額をされたわけでありまして、もちろん一般行政費におきましてもそれぞれ増額はいたしておりますけれども、しかし金額におきましては、投資的経費のほう

が絶対的に多いわけでありまして、したがって住民の生活向上のための一般行政費のほうの金額と比較をするならば、これは比較にならないほど投資的経費が多い。しかもこの投資的経費の面におきましては、ただいま局長からおるからそういう結果になるんだ、町村がそういう点を望んでおるといったような御答弁があったのですが、私はそういう考え方は根本的に違っているのではないかと、このことを感ずるわけでありまして、投資的経費をふやすということこそ町村自体が望んでおるといったようなことではなくて、むしろ投資的な面については、何と申しますか、強制とは言われないとしても、国のほうでそういう支出面を押しつける結果、この投資的経費がふえておるのではないかと、こういうふうに考えられるわけでありまして、当然国の道路、港湾あるいは地域の開発、あるいはまた工場の水資源の確保とかいろいろな地域開発関係の仕事、こういった国のほうが直接でやるべきことを地方の仕事として義務づける、そういう傾向

向が年々強くなってきておるのではないかと、かように解釈されるわけなんです。が、その点は地方の要請に基づいてそういう方面をふやしておるのかどうか、ここでひとつあらためて伺いをしておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 いまやはり地方で一番問題になっておりますのは、立ちおくれた行政施設水準を引き上げるといふ希望であります。これは現実的に市町村を歩いてみますればどこでもそういう要望が非常に強い。町村自身は増加を望んでいないとおっしゃいましたけれども、それはどうも、御趣旨は公共事業のようでございますが、確かに公共事業でやるべきものを単独事業でやっておるといったようなことは不合理じゃないかといった現象も見られなわけではございませんけれども、しかしながら、投資的経費に使用得る財源を非常に多くして、財政の弾力を強めていくという方向に財政を持ってい

くべきであらうと私も考えておるわけでございます。その意味では同じ投資的経費と申しましても公共事業中心ではなくして、やはり単独事業というものの財源を充実していくというところに、創意ある地方自治の発展が期待できるのではないかと、こういうように私も考えておるわけでありまして、従来とかく片すみに置かれておりました単独事業費の増加というものに極力努めてまいったわけでございます。本年度の財政計画上の対前年の増加率では、恒常負担金を伴わない、いわゆる単独事業と言われますものの普通建設事業費の進捗率が一番高いのも、そういうところを考えたのであります。ただこの中には、御指摘のように道路関

係の経費が入っておりますので、その点は問題が若干残りますけれども、しかしながら、私どももいたしましては、この点における経費の充実を同時に交付税にはね返していく、反映させていく、こういう努力というものはもったなさるべきだろうというように実は考えておりました、今回の計画を策定し、交付税の単位費用等を改定いたしました際にも、そのような方向に意を尽くしたつもりであります。もとよりまだ十分ではございません。将来ともそういう方向でやっております。なお、公共事業費の超過負担の問題あるいは公共事業でやるものをばって単独事業でやっておるといったような問題は、是正、これについては御指摘のような事実も考えられますし、それについては是正の必要なことにつきましても私どもは同感でございますから、そういう方向で進めてまいりたいというように考えております。

○千葉(七)委員 単独事業の増加の率が非常に高くなっておるから、したがって地方の公共事業は非常に進んでおる、そういうことで、地方の財政水準がそれだけ上がる、こういうことでございまして、一応それはそう言えるだろうと思ひます。しかしそれに対して、一般行政費のほうが一公共事業なりあるいはその他を含めて投資的経費と比較して、給与費なりその他の一般行政費が非常に圧縮されておるのではないかと、こういうようにも考えられるわけでございます。たとえ給与費等の算定の基準を調べてみますと、非常に低く押えられておるようには感ずるわけでありまして、役場

と見ておりませんけれども、財政計画でいたしましては、一般行政費の中の物件費その他の諸費の中に突込み計算になっておるかこうであります。したがって、この前の委員会のおしかりございましたが、細谷先生におしかりを受けましたけれども、清掃費等について若干まだ残っております。しかしながら、単位費用の算定基礎といたしましては、そういうものはできるだけ早く私拭をすべきだということにも考えております。

なお、実態の調査を待つて直すべきものは是正するつもりでございますけれども、実態に近づけるというところにはちょっと問題があるのであって、実態を見て、それはもっともであるという部分につきましては直すべきが当然だということに存じております。

て、そういう方向で努力していきたい
と思います。

農業行政費の問題につきましては、
市町村の農業行政に要します経費を算
定いたします場合には、何によるのが
一番いいかということで、現在は農家
数をとっておるわけでございますの
で、御指摘になりました二人というの
は、これは都市でございますので、あ
まり農家がない。そこで、そういう形
で単位費用を組んでいられるわけで
ござい

ますが、町村に参りますと、農家は当然にふえてまいります。それからまた、農家がふえることによりまして、人員も自動的に計算上はふえていくという形になります。また、段階補正係数も適用になっておりますし、小さな町村に参りますと、職員の見費というのは当然に割高になっていく、こういう

う計算もいたしております。具体例を
持ちませんので、ちょっとはつきりいた
しません、農村地帯である町村のほ
うにいきまして計算をしてみたいとす
と、二人というようなことはないので
ありまして、ある程度のまとまった人
数というような形で計算されるという
ことになるわけでありまして。

○千葉(七)委員 人口十万人の都市とは
違うということですが、どうい
うふうに通つておるか具体的なことは
わからぬというところですけれども、私
が申し上げた点を十分取り上げていた
だきまして、農村における農業関係の
仕事は非常にふえておるのは、これは
だれも否定できない事実でありますか
ら、その点も十分ひとつ考へていただ
きたいと思つておられます。

それから給与の問題につきま
して、もう一つついででありますから
伺いをいたしておきますが、特別職に
おきましては、市と町村の給与関係が
非常に差額があるというところであり
ます。さつきもちょっと申し上げまし
たが、町村におきましては町村長が月
俸四万七千円、それから市長は七万三
千円と聞きました。大体三万円ほどの市
長、町村長の給与の差額があるわけ
であります。あまりにもこの差額がひ
ど過ぎるのではないかと考へられるの
であります。それから議長長の比較を
見ますと、市においては議長は月額二
万四千円、町村におきましては四千二
百円、まさに六分の一であります。そ
れから副議長は市においては二万一千
円、町村においては三千七百円、一般
の議員においても、町のほうは三千二
百円だそうでありまして、おそらく
市においては一万七、八千円くらいに

なっているのではないかと考へられる
のですが、これを見ますと、市と町村
の特別職の開きがずいぶんあり過ぎる
のではないかと考へられるのですが、
その点は私の調査が間違つていれば別
ですけれども、どういふふうに見られ
るのですか、ひとつ御見解をお聞かせ
願ひたいと思ひます。

○柴田政府委員 特別職全体のあるべ
き給与をどう考へるかという問題は、
非常にむずかしい問題としてあるわけ
でございますが、財政計画の計算をい
たします場合には、大体過去におけ
る実態と申しますか、大体の平均値
を使つて、これに大体特別職の改定
率——これは国家公務員の場合を参
照するわけでありまして、改定率等
を使つて単価を出しておるわけであ
ります。市町村につきましては、実態の平
均値をつかまえて、県と同じ方法
でございまして、県の場合には、たと
えば議員の場合等におきましては、都
道府県の一般職の部長級の平均値とい
う指導を行つておられますので、その
辺の平均値を基礎にして計算いた
しておるわけでありまして、市町村に
つきましては、大体の実績を中心とし
て、その平均値をとつておるわけであ
ります。特別職の給与をどう考へる
かという問題は明確でありませぬの
で、そういう方法をとらざるを得な
い。したがって財政計画の計算では、
府県の場合には議長、副議長、議員、
それから三役といつたような形でも
報酬月額を計算していくわけであ
りますが、市町村の場合におきまして
は人口十万人の市を中心にした計算、
主として交付団体分のものについての計

算をして、これを計算の基礎にしてお
る、こういう実情でございます。

御参考に申し上げますと、府県分
につきましては、交付税の単価も財政計
画の単価も同じ単価を使つておりま
す。議長が八万八千円、副議長八万三
千円、議員七万一千円、知事十八万
円、副知事十三万円、出納長十万円、こ
ういった計算でございます。市町村分
につきましては、議長は二万六千円、
副議長二万三千円、議員二万円、市長
は、財政計画は平均値を使つて九万四
千円、交付税の計算では人口十万人の市
をとりますので、十万円、助役が財政
計画では七万三千円、交付税では七万
九千円、収入役は、財政計画では六万
円、交付税では六万五千円、こういう
計算で三十九年度の計数を計算いたし
ております。

○千葉(七)委員 三十九年は私が申し
上げた額よりもずっと改善をされてお
るようでありまして、それにしまして
も必ずしも市と町村の格差が適当かど
うかというところは、また別な問題に
なつてくるわけでありまして、私の申し
上げたのは、これは三十八年の計算が
さうでありますから、それよりも改善
されたというところであります。それ
はけつこうなことであります。それ
ひそひそという差額があまり出ないよう
に、ひとつ措置をしていただくように
計画されたいと思つておられます。
いづれにいたしまして、ことしの
地方財政計画の歳出の面を見ますと、
この計画ではとうていおさまらないだ
らうというところが、先ほど川村委員か
ら指摘されましたように、私も同じ
ように考へるわけでありまして。たと
えば公共投資あるいはその他の投資的な

経費を見ましても、そういう計画を見
ましても、とうていこの金額ではおさ
まらない。これはもちろんその計算の
基礎になつておる単位費用等も低く押
えられておる。その他の給与費あるい
は一般行政費等につきましても、これ
からの物価騰貴を考へるならば、決し
て十分の見積もりは立てられていな
い、こういうふうに感ずるわけであ
ります。したがって、本年度の計画にお
ける歳出面は、とうていこの金額では
おさまらないということが感じられる
わけでありまして。

さらに、それに対して歳入面を
見ますと、歳入面については非常に過
大な見積もりをしておるのではないか
という点が考へられるのであります。
もちろん歳出面におきましても、大臣
の説明によりますと、国と同一の基調
によつて健全均衡財政を堅持した、こ
ういふことを強調しておるのですれ
ども、確かにこれは内容的に見ると、
緊縮歳出の計画になつておるよう
に感ずるのでありますけれども、しかし、
国と比較をしましても、歳出面が非
常に大きいというふうに考へられる
のであります。というのは、国の予算は昨
年と比較をしますと一四・二％の増大
であつて、それに対して地方財政計画
のほうは、三十八年と比較をすると一
九・二％の増大になつておるわけであ
りますから、したがって、国の計画に
準拠して緊縮財政を組んだということ
は当たらないのじゃないかというよう
にも感じられるわけでありまして、国
の予算の状態と比較をしても、この地
方財政計画は現実非常に膨張の計画
でもありまして、さらにはこれを執行
していく上においては、いままで申し

上げましたような内容、たとえば計算
の基礎となつておる単位費用等は、低
く押えられておるといふ点から、さら
にこの歳出全体が大きくふくれ上がつ
ていくのではないかとということが一応
考へられるわけでありまして。

それに対して、さきにちよつと
触れましたが、歳入面は非常に膨大な
過大な見積もりをしておるよう
に感ずられるのであります。たとえば地方
税の収入の総額は一兆二千九百八億
円でありまして、前年に対して二・二％
の増額、こういうことではあります。こ
ろが私ここで疑問に思ふのは、地方税
の増減というものは、大体国の税金に
対しては一年ずれてあとからあらわれ
てくるというふうに考へられるのであ
ります。たとえば法人税にいたしまし
ても、あるいは事業税にいたしまし
ても、地方の住民税にいたしまし
ても、その所得割については、前年の所得が
今年の所得割の課税の基礎になる、こ
ういふように考へられるのでありま
す。ところが住民税の所得割あるいは
事業税等を考へますときに、三十八年
の地方税と比較をしますと、三十八年
の三百三十八億円程度税制の上からい
えば減税になつておるわけでありま
す。この三百三十八億円の減税になつて
おるそれを差し引いても、なおかつ二
千六百億円の増税になつておるわけ
であります。したがって、先ほど申し
上げたように、二・二％も地方税が昨
年よりも増額になるというふうに見
ておる。この三百三十八億円の減税分
を差し引いての計算でいくと、三十八
年と三十九年の税の伸長率といふのは
実に二四・五％になるのであります。
もちろんこれはガソリン税の引き上げ
等もありまして

上げましたような内容、たとえば計算
の基礎となつておる単位費用等は、低
く押えられておるといふ点から、さら
にこの歳出全体が大きくふくれ上がつ
ていくのではないかとということが一応
考へられるわけでありまして。

うけれども、あまりに多く見過ぎて
るのではないか、このように考えられ
るわけですが、その点につきましてひ
とつ御解明をお願いしたいと思います
ます。

○柴田政府委員 国税の三十八年当初
と、三十九年度の国庫予算の見込みで
申し上げると、租税及び印紙収入の
伸びは二六％であります。したがっ
て、地方税の場合より四％多いので
あります。地方税は法人関係の租税を
除きましては、御指摘のように前年実
績を基礎にしておるわけでございます
ので、伸びが低いというのではありません
えだということになるわけでありま
す。最近では法人関係の税の収入の占
めるウェイトは非常に高まっております
ました。県で申し上げますならば事業
税、法人税制、それから市町村税でい
いますと、やはり法人税制、それに国
民所得の伸びによりまして、住民税関
係の所得割の収入が非常にふえてお
るわけでございます。したがって国より
やや低いところの伸びを示しておるわ
けでございます。このバランスを見
ますと地方税の特色が出ておるのでは
ないか。全体として算定の基礎は、所
得割等につきましては三十八年の国税
の課税見込み額のほぼ最終段階に近い
ものを基礎にして計算をいたします。
法人につきましては国税の法人税と同
じ基礎に立って計算をいたしますので、
大体ベースが合っておるわけござい
ます。率も二六と二二でございます
ので、そう妙ではないのじゃない
か、かように考えるのでありまして、
経済の今後の推移を見せんと、これ
が過大見積りであるかどうかわかり
ませんけれども、経済企画庁の見通し

によりまして経済見通しに立って計算を
いたしますと、こういう数字になる、
こういうことでございます。

○千葉(七)委員 私の調べたところ
によると、昭和三十七年とそれから三十
八年の所得関係の伸びを見ると、法人に
おいては一八％伸びておる、個人の所
得は一％の伸びである、こういうので
あります。何で調べたのかちょっと
忘れましてけれども、私の調べではそ
うなっておるのですね。ところがこと
しはこの地財計画によると住民税が二
三％増を見込んでおる、こういうこと
になっておる。これではどうも過大で
はないかという感じがするのですが、
いまの御説明によると、過大で
はない、国の伸びよりもっと内輪に
見ているのだ、とこういうのですが、
一応それを御信頼申し上げることにし
ますと、いずれにしても、さきに私が
指摘しましたように、歳入の面はぐん
ぐんこの計画を何割も上回る内在的な
原因を含んでおるということが感じら
れる。それから歳入の面におきまして
は、過大な計画が立てられておるの
ではないか、そういうふうな感じられる
要因が非常に多く含まれておる、こ
ういう感じがするのであります。そう
いうことになりましたと、今年度の地方財
政の状態というものはまさに憂慮し
なければならぬ点があるのではない
か、このように考えられます。した
がって、昨年の赤字の団体等が五百五
十団体ですか、それよりももっとふ
えるのではないか、むしろ健全な地方
財政の実現という大臣の説明に反する
ような結果が出てくるのではないか、
かように、考えられるわけでありま
す。したがって当局におきましては、

その次々の地方財政の動き、推移等に
十分注意を払われまして、地方交付
税交付金の配分運営等に当たります
は、十分な配慮をお願い申し上げたい
と思うわけであります。

まだお伺いしたい点もありますが、
だいぶ時間もたちましたので、私の質
問は一応これで打ち切っておきます。

○柴田政府委員 御指摘になりました
所得の伸びの率は、おそらくは所得
のものの伸びではないかと実は思いま
す。

それからもう一つは、源泉徴収の、
つまり給与所得の、昨年の年末に行な
われまして十月からの公務員の給与改
定に関連する一連の給与の動きとい
うのが入っていないのではないかと
感じがするものであります。よく計
数の基礎を教えていただきませんと
かりませんけれども、それにいたしま
しても、かりにお示しになった数字が
所得そのものの伸びでございます。す
ば、税の場合におきましても超過累進
でございますので、所得の伸び以上に
伸びるのであります。国税もそうで
ございますし、地方税につきましても、
市町村税につきましても、国税ほど
はございませんが、やはり軽やかな超
過累進システムをとっておりますの
で、その面からこれを考える税額の伸
びということになってあらわれてくる
というふうに思うのであります。私
どもも歳入を見積りします場合には、
同じ気持ちで、つまり過大見積りにな
るようなことのないようにつとめて努
力してまいったのであります。しか
しながら、経済の見通しを、経済企画
庁で立てましたような形でみます限
りにおきましては、こういう数字が
出てま

います。将来どうなるかということ
は、今後の推移を待たなければなり
ませんが、私といたしましては、この
程度の収入は徴収よろしきを得れば
とれるのではないかと、徴収の、歳入の確保
につきましては十分指導してまい
るつもりでございます。

○森田委員長 午後二時から再開する
こととし、暫時休憩いたします。
午後零時二十六分休憩

午後二時二十二分開議
○森田委員長 再開いたします。
警察に関する件について調査を進め
ます。

公安条例の運用等に関する問題につ
いて質疑の通告がありますのでこれ
を許します。松井蔵君。

○松井(蔵)委員 私は公安条例をめ
ぐる最近の警察行政についていろいろ
伺いをいたしたいと思っております。
実は私は、もう古くなりますけれど
も、昭和三十六年の十月にも、一度具
体的に東京都の公安条例の運用を
めぐっていろいろ伺いをいたしまし
た。ちょうどその前年に出た最高裁
の、東京都の公安条例は合憲だとい
う判決を契機にして、あの当時行な
われた政治的デモに対する規制が非
常にきびしくなった、人権問題を至
るところで起こしたという具体的な事
実がありましたので、そのときにちょ
うどお尋ねをいたしたわけでありま
す。が、今度もまた残念ながら、具
体的には先月の三十日に行なわれ
た目録に反対を中心スローガンと
するデモに対する警察当局の非常
に行き過ぎた規制、そういうもの
についての具体的な

な措置から、公安条例の一般的な
問題について、あらためてこの前
お尋ねをいたしました問題と重複
をできるだけ避けながらお伺い
をいたしたいと思いま

「森田委員長退席、永田委員長代
理着席」
きょうは警視庁の方がお見えにな
っておりますので、こまかい具体的
な事実はあるいはおわかりでは
ないかも、かまいませんけれども、
大体のことはあらかじめ御用意
を願いましたので、具体的な事
実の有無から最初にお尋ねを
いたしたいと思っております。

御承知のように、三十日の、特に夜
間のデモでありましたが、話は横に
しますが、最近では、この前からの
顕著な傾向なんですね、昼間つ
まり明るいときの警察の規制の
やり方と、だんだん宵やみ
が迫ってきて、人の顔が
わからなくなっている警察の
動きとは、全く違っています。暗
くなっているからの動きとい
うものは、非常に激しい。今
度の場合も、いろいろ屋敷から
問題がありましたけれども、特
にひどかったのは夜のデモ
なんですね。この議場の前を通
って、それからあと虎ノ門を通
って流れ解散をするという、こ
れは正式な集団示威行進、いわ
ゆるデモであつたと思つてす
けれども、このデモのときに
虎ノ門の付近で非常に乱暴な
きことが起きました。これは
このあたりの、議場を通つて
からあとのデモに対する警察
の警備というものは、非常に
常軌を逸しておつたのです。デ
モの先頭に警察の車が立つ、
そうして非常に明るい照明で
デモ隊を照らしながら進んで
いく、そうしてそのデモ隊の横
には、デモが五列に並んでお
れば警察も五

を携帯をしてデモをした、それが条件違反だということとそうすると逮捕されたわけですね。

○後藤説明員 いまの点を若干詳しく申し上げたいと思います。

いまのお尋ねの件は夜の部でございますが、この被疑者に関します事実として私ども報告を受けておりますのは、こういうことです。日比

谷公園におきます集会の後、七時半ごろに、これは幾つかの梯団になっておったようでございますが、そのうちの第六梯団のところに、いま問題になりました社青同に所属する人がおったようでございますが、これが約百五十名でございます。この人々と一緒に国会に対する請願行進に行ったのでございますけれども、日比谷公園の西門を出発すると間もなく蛇行進を始めております。そうしてシムブレヒコールを

しまして、氣勢を上げておるのでござ
います。これに對しまして警視庁の広
報車から平穩に行進するやうというこ
とを繰り返し警告をしておりますけれ
ども、これを無視いたしまして、スク
ラムを組んで、日韓会議反対である
と、あるいは池田を倒せといふたやうな
シブプレヒコールをしはば行ないま
して、同時に激しい蛇行進を行なひ
しております。この梯団の先頭に位置し
ておりました破壊者は、あらかじめ準備

しておりました旗ざおを横にかまえまして、あるいは梯団に向かってもう手を上にあげ、前後に振って、霞ヶ関のあそこに巡査の派出所がございます、あそこに至るまで約五百メートルの間でございますが、この間の蛇行進を指導しております。

て、この梯団が衆議院の議員面会所前に差しかかりましたときに、ここで警戒をしておりました警察の部隊に對しまして、スクラムを組んで殺到し、激しい渦巻き、蛇行進を行ないながら、面会所のほうに進行をしております。その間被疑者はさらに先ほどと同様のシブプレヒコールを繰り返してありますし、またその音頭をとって指導をいたしております。

なお、いまお話の、旗を振りながらさらにかげ足行進、蛇行進の指導をした、こういう状況でございまして、逮捕をいたしましたのは午後八時十分ごろ、これを現認しました警視庁の公案課の者がこれを逮捕したわけでございしますが、いまお話のように、旗を振ったからという、そのことだけで、直ちに条件違反でこれを逮捕したということではございせん、日比谷公園を出るときから、すでに条件違反あるいは道交法違反等の状況が出ておった、こういうことでございします。

○松井(誠)委員 そうしますと、条件違反は単に一つではなかったというのでありますが、問題は条件に違反をした場合に、どういう場合に逮捕ができるのか。公案条例や警職法のたてまえからいって、条件に違反をしたという、そのことだけで逮捕はできないと思う。具体的に条件に違反した結果、どういう事態が生じてそれで逮捕するわけですか。それは一体どういうことですか。条件違反したからすぐに違法だということじゃないでしょう。

○後藤説明員 これは東京都条例の第五条にその規定がございまして、第三条第一項ただし書き、これは条件でござい

ます。その条件の規定に違反して行なわれた集会、集団行進または集団示威運動の主催者、指導者または扇動者、これらはそれぞれ罰を受けることになっておりますので、ただいま申し上げましたように、本件の被疑者はこれらの条件に違反した集団行進の指導をした者である、こういうことでこの罰条にかかったわけでございします。

○松井(誠)委員 東京都の公案条例の四条によりまして、条件に違反をする、そしてそういう者に対して、これは参加者の場合ですけれども、参加者に対して、公共の秩序を保持するためという、こういう文句が必要なのではないか、それから、参加者に対しては、条件違反があつたらすぐに犯罪を構成するわけではなくて、公共の秩序を乱したという具体的な事実というものがなければならぬ。これはそのとおりですか。

○後藤説明員 いまお話の件は第四条でございまして、これは一般参加者に対してしてものもの違反条件がありましたが、これを規制するための警察官に対する権限の規定でございします。私が先ほど申し上げましたのは第五条でございまして、これは罰則の規定でございします。現行犯を逮捕いたしました場合の罰則の規定は、東京都公安条例の第五条でございします。第四条は違反者に対するその行為の是正の措置でございまして、第五条のほうは罰則でございまして、その罰則のほうは一般参加者にはかけられておりませんで、主催者、指導者あるいは扇動者、こういうことになっておるわけでござい

○松井(誠)委員 そうすると、いまの逮捕はこれは一般の参加者ではなくて指導者、こういうたてまえで逮捕された、こういうことですか。——その点は、それでわかりました。

それで私は具体的な事実を一つの柱にしてお伺いしたいと思ひますのは、この国会開会中国会の周辺のいわゆるデモ、集団示威運動、示威行進というものは許さないという、そういう事実上の措置をとっておられるということがどうかという問題を中心にして実はお伺いをしたいと思ひます。

そこで最初に原則的な問題ですけれども、先ほど局長も言われましたが、集団行進というのは表現の自由という問題であつて、重要な問題だ、しかも憲法上の合憲、違憲という問題について意見が分かれておる、だから取り扱いは非常に慎重にするということをおっしゃいましたし、私はそのとおりだと思ひます。したがって、念のために確認をしておきたいのですが、集団行進というのは、表現の自由として原則的にはやはり自由であるべきだ、公共の福祉という問題に別にして、とにかく原則的には自由であるべきなんです。これは昭和二十九年の二月、新潟県条例についての最高裁判決の打ち立てた原則でありまして、それは三十五年の最高裁の判決でも別に變更はされていません。これは当然なことだと思ひますけれども、念のために、その点についてやはり原則としては自由なんだ、自由がたてまえなんだという基本的な立場は警察当局でもお持ちになっておると思ひますけれども、その点から最初にお伺いをしたいと思ひ

ます。

○後藤田政府委員 御質問の集団運動というものが、表現自由の原則に立っておるといふことは、私もさう考へております。ただ同じ表現自由と申しましても、集団行進であるとか、あるいは集団示威運動といった場合の表現自由ということ、文章を書く、あるいは書物を出版するといったような意味での表現自由とは、若干そこに私は違ふものがあるように思ひます。と申しますのは、集団行進なり集団示威運動というものは、なるほど表現自由の原則の枠内で行なわれるわけですが、しかしそれは物理的な潜在したところの力というものを背景にしておる、こういう点が文章等を書く場合の表現自由とは私は相当違ふと思ひます。そこで、その物理的な潜在的な力が背景にあるということは、とりもなおさず、場合によるということ、それが群集心理あるいは過去の経験則といったようなことから、他の大衆に迷惑を与えるということも相当あり得る、こういう点が若干違ふのではないかと、こう考へておりますが、いずれにせよ表現自由の原則に立っておるのだということについては、われわれもさう考へております。

○松井(誠)委員 いまの局長の御答弁は田中耕太郎さんが書いた三十五年の判決をそのまま引用されておる、それが出たために実は警察当局は非常に高姿勢になったわけですか。あの考え方、集団行進や集団示威運動というものは初めからもう危険を持っている、いかなる場合にも危険を持っている、言つてみれば、元来それは禁止されるのがたてまえなんだと言わんばかりの表現をされておる。しかし先ほど申し

上げましたように、集団行進、集団運動というものは、原則としては自由だといふたてまえを變更するとは言つてない、言つてないけれども、事実において變更するがごとく口物を漏らしておる、そこが私は問題だと思ひまして、やはりいろいろな留保をつけ、いろいろな条件をつけるにしろ、やはり原則的には集団行進は自由だといふ大原則をもう一べん確認をすべきだ、そのことではお伺いをしたわけでございしますけれども、この集団行進といふものは原則として自由であるべきなのに、いろいろ問題はありますけれども、国会開会中は国会の周辺でのデモは許さないというの、具体的にはどういう理由に基づいておるわけですか。あるいはデモは許さないといふたてまえになっておると思ひますけれども、そのたてまえそのものは絶対に例外的ない形で運用されておるのかどうか、運用されておるとすれば、一体どういう理由でそういう運用をされておるのかということをお伺いしたいのであります。

○後藤田政府委員 申すまでもなく国会は国権の最高機関であります。そこで、この国会内における審議に、いささかたりといへども影響を与えるといふような趣旨から、国会開会中はひとつちいふ集団示威運動といふ示威を伴う運動は遠慮してもらいたい、こういうことで、申請等の際に話し合つて、相手方の協力を得て、現在国会開会中はいふ集団示威運動をやつてない、これが実情でございします。そこで、私どもとしてはその際に、本来国会に請願をすることはできるわけでは

から、請願という名のもとに、しばしばいろいろの大衆的な運動の形になる場合が多いわけですが、請願は本来平穩にやるべき筋合いのものである。そこで、ひとつ示威にわたらないで集団行進——どうしても個人個人で請願するのではなしに、集団で請願するのだ、こういうのなら、ひとつ集団行進という形で示威を伴わないやり方でやってくれぬか、こういうことで具体的な相手方との話し合い、これで現在運用をいたしておるのでございます。

○松井(誠)委員 相手方との話し合いで、集団行進は許すけれども、集団示威運動は許さない、許さないじゃない、遠慮してもらって、こういう答弁は実は三十六年の十月にもあったのです。しかしいろいろお尋ねをしておきますうちに、そうではなくてやはり禁止をしているのだというのをその当時の三輪局長が言わざるを得なくなりました。またもう一度そういう答弁が出るとは私は予測しておりませんでしたけれども、最初は御納得をいたしたい、了解をしていただいて、話し合いの上で国会のまわりのデモは遠慮をしてもらって、という答弁でしたけれども、現実の運用はそんなものではない。初めから国会のまわりは許可をしないというたてまえになっておる。そういうことでありましたので、とうとう——これは三輪警備局長ではなくて、そのときに出席をされました警視庁の高橋幹夫という人ですけれども、「話し合いによって行なわない」ということは一つのケースでありまして、東京都の公安委員会といたしましては、先ほど申し上げた理由によりまして、国会周辺の集団示威運動は原則

として許可しない、こういうことでございます。」という答弁にならざるを得なかった。それで現に東京都の公安委員会の決定では、国会周辺のデモについては、特別な取り扱いをする決定がなされている。ですから、国会周辺のデモは禁止をしている。これは現実の運用じゃないですか。

○後藤田政府委員 三十六年のときに、警視庁の部長がどういふ答弁をしておるか、いま初めて伺いました。私は従来から警察庁、つまり全国の統一的な公安条例の解釈見解としては、私がたまたま申し上げたような立場で、東京都の場合にも、国会については解釈をいたしておるのでございます。ただ国会の重要性というところから、現在の公安条例の上で、それでは話し合いをおはしなさい、おはしなさいをやるんだ、こういう届け出をしてくればどうなるんだ、こういう問題があるうかと思ふのであります。その場合には、私どもの立場としては、警視庁の公安条例の三条の条件で、やはり国会の審議が何らの不安感なしに自由公正に行なわれるということを保障するという意味合いから、国会の重要性にかんがみまして、実際上示威にわたらない、これは少しことばは悪いのですが、集団行進に毛のはえた程度、こういう程度までの条件をつけるということはあり得ると思ひます。

それからいま一点、公共の安寧を保持するために緊急の必要が生じた、それはきわめて明らかな事実であるといつたときには、当該許可を取り消したり、あるいは条件をさらに変更する、こういうこともあり得ます。それからまたさらに、当初からも公共の安

寧を保持する上に直接危険を及ぼす、これが明らかに認められるというような事態がかりに予想せられるとするならば、これは当初から許可をしない、こういうこともあり得る、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

○松井(誠)委員 集団行進を許しながら、集団示威運動を許さない。集団行進は審議に差しつかえないけれども、集団示威運動は審議に差しつかえがなささかでもある。これはどういうことですか。

○後藤田政府委員 集団行進は、文字どおりまさに秩序があるせいせいたる集団の行進、集団示威運動といふものと、威勢を示す、こういうことになるわけでございます。そこが根本的に集団行進と集団示威運動は違う。そこで威勢を示して国会周辺でデモをやる、こういうことになりまして、私は現在の国会の使命の重大性ということから考へて、これはやはり条件を場合によればきびしくつける、こういうことも当然あり得る。したがって、行進の場合と違ふ扱いということとは、これは御理解が願えるのじやないか、こういうふうな考へます。

○松井(誠)委員 私は理解できないのです。その点はまたあとでお尋ねをしますけれども、そうしますと、あなたの方針では、集団示威運動といふのは、現実に行なわれておるような形で開会中は一切許可しないというのでは可とする、そういうように指導をされておるつもりなんですか。

○後藤田政府委員 先ほど申しましたように、国会開会中は禁止をしておるのか、こういうお話でございますので、

その点については、警視庁としては現在話し合いで事実問題としてやってない、こういうことを申し上げておるのですが、かりにその話し合いに応じない、そういう態度に出てきたときにはどういふようにするかという点についての見解を申し上げます。

○松井(誠)委員 では、私さっきよくわからなかったのですが、その点はどうなんですか。話し合いということじゃなくて、許可申請をする、話し合いはしませんよ、却下するならしてくださいと言ったときには、一体警視庁はどうするのですか。

○後藤田政府委員 集団示威運動といふ場合には、先ほど申しましたように、非常にきびしい条件をつけることにならうかと思ひます。

○松井(誠)委員 そうしますと、デモそのものを禁止するといふのではなしに、デモは認めるけれども、集団行進に毛のはえた程度のものならいいではないかという意味ですか。

○後藤田政府委員 そうならざるを得ないという意味でございます。

○松井(誠)委員 それでは、集団行進ならば審議に差しつかえない、しかし集団示威運動にわたれば審議に差しつかえがあるといふのは、具体的にはどういふことですか。

○後藤田政府委員 それは、先ほど言いましたように、示威ということからくる当然の違いであらうと私は思ひます。たとえばこの国会の周辺で、国会開会中に赤旗なりあるいは長旗というものが林立する、その中において国会の審議をやれ、こういうことになりま

すと、これはやはり公正な意味での国会の審議というものが妨害をせられるおそれがある、こう考へるのでございます。

○松井(誠)委員 集団行進で、かりに何万という集団行進が国会のまわりにある、しかしそのときには旗もなければ声も立てない、これなら審議に差しつかえはない。逆に言えば、百人か二百人でも国会のまわりに来て旗が立つと、それで審議に差しつかえる。これはおかしいじゃないですか。やはりそういう意味ですか。

○後藤田政府委員 それは具体的に一つづつ言えば、示威といつても小人数の場合もある、示威を伴わない場合でも大勢の場合があるじゃないか、こういうお話だろふと思ひますが、しかし少なくとも私も私どもが考へる場合には、現在の大衆運動、そういう際における集団行進の実態、集団示威運動の実態から見て、国会の重要性とかからみ合せて、示威は御遠慮願う、どうしてもとおっしゃればきびしい条件をつけざるを得ない、こう申し上げておるのでございますが、率直に私の希望を申し上げることが許されるとするならば、私は国会の周辺というものは絶えず静穩にしておくべきである、こういうふうな考へておりますが、現在はそういう法制はないわけでございます。したがって、公安条例で許されている限度において、でき得る限度で国会の周辺の静穩を保持したい、これが私どもの念願でございます。

○松井(誠)委員 そうすると、集団示威運動なり集団行進といふものは、それに参加する人はどういふ意図で一体やるのか。なぜそういう人たちは国会のまわりに来たがるのか、これはもう

その点については、警視庁としては現在話し合いで事実問題としてやってない、こういうことを申し上げておるのですが、かりにその話し合いに応じない、そういう態度に出てきたときにはどういふようにするかという点についての見解を申し上げます。

○松井(誠)委員 では、私さっきよくわからなかったのですが、その点はどうなんですか。話し合いということじゃなくて、許可申請をする、話し合いはしませんよ、却下するならしてくださいと言ったときには、一体警視庁はどうするのですか。

○後藤田政府委員 集団示威運動といふ場合には、先ほど申しましたように、非常にきびしい条件をつけることにならうかと思ひます。

○松井(誠)委員 そうしますと、デモそのものを禁止するといふのではなしに、デモは認めるけれども、集団行進に毛のはえた程度のものならいいではないかという意味ですか。

○後藤田政府委員 そうならざるを得ないという意味でございます。

○松井(誠)委員 それでは、集団行進ならば審議に差しつかえない、しかし集団示威運動にわたれば審議に差しつかえがあるといふのは、具体的にはどういふことですか。

○後藤田政府委員 それは、先ほど言いましたように、示威ということからくる当然の違いであらうと私は思ひます。たとえばこの国会の周辺で、国会開会中に赤旗なりあるいは長旗というものが林立する、その中において国会の審議をやれ、こういうことになりま

うものはあるわけですね。きょうはデモがある。そのデモが国会の回りにくる。そうすると、一体事前に直接かつ明白なそういう危険というものがいつもありですか、ないじゃないですか。ですから、私はそういう具体的な条件がちゃんとくついているのにも関わらず、もう一律に全部国会のまわりでは行かせないというやり方はどうですか。見てもおかしいじゃないかということも言いたい。この直接かつ明白な危険というものはしょっちゅうあると考えるのですか。国会のまわりへ行けば必ず審議が乱される。議員さんは圧力を感じず、一体それほど議員族というものは弱いんでしょうか、おかしいじゃないですか、これは。

○後藤田政府委員　いつも直接明白な危険を感じておるのか、こういうことでございしますが、私どもは過去の経験から、やはり現在の段階における各種大衆運動の集団示威というものには、非常に多くの不法越境の事態というものが発生をしており、またそれが発生するおそれがある、こういうふうに考えておられます。したがって、この種の集団行動というものが統制が十分でき、ほんとうに秩序を保って、しかもなお自分たちの目的を達成する、こういうふうになることを私どもは望んでおるわけですが、遺憾ながら現在の段階では、やはりそういう危険性がある、こう考えておるのでございます。

○松井誠委員　ですから、やはり最高裁の判決と同じように、集団デモというのにも初めから悪なんだという考え方が頭にくびりついてしまつたのです。だからもう許可が原則であるのかかわらず、実は不許可が原則だ

というさか立ちの形の行政が行なわれ
てしまふ、私は東京都の公安条例とい
うものの立場に立ってみても、そして
三十五年の最高裁の判決を是認する立
場に立ってさへも——御承知のように
三十五年の最高裁の判決は、このよう
な公安条例というものが乱用される危
険を持つということをおっしゃるのだ
す。私は国会のまわりを原則として禁
止しておるという措置そのものは、や
みくも一律に禁止しているという現
状は、どこから考えても言いがたで
きないだらうと思う。あなたの場合
によれば、何がしかの条件をつけて許
しておるようなことを言っております
けれども、そういうことはいいです
よ。だから私は、そういう意味で取り
扱いを要する意思はないかということ
を聞いておる。くだいようですけれど
も、もう一ぺんお答えを願いたいと思
います。

○後藤田政府委員 先ほど来申し上げ
ております、公安条例によって原則
として禁止をしておるというのではな
いのです。これはやはり現在のやり方
というものは、申請の際に話し合っ
て、そして協力を願って、集団示威の
形でなしに、集団行進ということに
やっていただいております、こういうこ
とでございます。しかし、それを聞か
ないという場合を仮定して私は先ほど来
のお答えをしておるのでございます。
現在、いわゆる禁止という形ではな
い、これは相互の話し合いでやってお
る、こういうように私は承知をいたし
ておるわけでありまして。

けれども、昭和三十五年一月八日に東
京都の公安委員会が決定をした、この
条例の取り扱いについての成文化され
たものがあります。それによると第二
項に、「集団示威運動」とは途中は省
略しますが、公衆に對して騒
音等により著しい迷惑を与えるような
方法で行なわれるものをいう。デモが
いけないといわれる一番の大きな理由
は、私は騒音だと思ふのです。一般の
公衆は、騒音だけでなしに、そこに大
衆がおるといふこと自体であるいは迷
惑を受けるかもしれない。しかし国
会というものは、そのまわりに人間の
集結があるということだけで、一体迷
惑を受けるのですか。大きな声を立て
れば、あるいはこの部屋の中まで聞こ
えてくるということもあるかもしれま
せん、この前の三十六年のとき、三輪
局長は、最初は主としてそういうこと
を言われた。しかし、それならば騒音
が生じたときにその騒音を取り締まる
方法はあるじゃないか、あらかじめデ
モは騒音を起こすものだとする既成観
念がおかしいじゃないかということ
を言いました。しるしには、そこにた
くさんの人間がおるといふこと自体が
いけないのだということになるという
ことを言われた。これは語るに落ちた
と思ふのです。そういう考え方で運用
されておるといふことが間違ひだと思
う。だから、騒音等によって迷惑を受
けるという場合に、国会は赤旗が立っ
ておるために迷惑を受ける、これもあ
なたは審議権が妨げられると言いまし
たけれども、同じ決定の第四項の2に
よると、「国会の審議権の行使、裁判
所の公判その他官公庁の事務が著しく
阻害されることが明らかなきとき」のほ

かは許可をしなければならぬという
ように、公安条例を具体化した決定が
あるわけですね。つまり著しく阻害を
するということが必要なのだ。あなたが
言われるように、あそこデモが来た
ということだけでは審議権が乱され
るという条件は、この公安委員会の決
定そのものからいって満たされぬわ
けです。少なくとも「著しく」とい
うことを言っておる。これはやはり、直
接かつ明白なという条件に縛られてこ
ういふ言い方にせざるを得なかつたの
だと思ふのです。つまり、「著しく」と
いう見通しがなければ、何でもかんで
も禁止はできないのだということ、と
ころが、現実には「著しく」とい
うものではないのです。もう初めから
全面禁止なのです。あなたは話し合
ひによって納得をしてももらっておりま
せん、これは実態はそうではない。です
か、われわれはいままでのように、何
がしか頭を下げてお願いをしますとい
うことはケリはつかぬ。だから、こ
こでひとつ正式に裁判所の判断を仰
ぐではないか、こういう条件でさえも
あつたときは却下をした。そのことが一
体正しいかどうかということの判断を
仰ぐじゃないか、そういうことを考
えておるわけですが、「著しく阻害」と
いうこの条件は、これは公安委員会の
決定だから認めざるを得ないでしょ
うけれども、こういうものに照らして現
実の運用はどうなつておるか、局長は
御存じですか。

○後藤田政府委員 お話のような点が
ございますから、現在の公安条例の
もとでは警視庁としては話し合いで

やっておる、こういうことでございま
す。そこで、話し合いにきかない、応
じない、いまおっしゃる通りに争って
でもと、こういうことになりますれば
どういふことになるかといへば、現在
の公安条例のもとでは公安条例三条の
本文もしくは第三条第三項による処置が
あり得る、こういうことを先ほど来私
は申し上げておるのでございます。

なお、東京都の公安委員会の決定の
第二項につきましては、これはちよつ
とお読み違ひがあるのではなからうか
と思ひます。集団示威運動というの
は、公共の場所で行なわれるものは一
応全部入る、騒音その他のことは公共
の場所以外の場所、こういうことを規
定いたしておるのでございます。

○松井(誠)委員 いまの東京都の公安
条例の二項の読み方については私のほ
うが間違ひでした。それは確かにその
とおりだと思ふのです。そうすると問
題は、やはり現実に行なわれておるも
のが話し合いであるかどうかという非
常に形式的な議論が一つ残つてくる。
しかし、これは、あなた常識でわかる
じゃありませんか。あとで警視庁の方
が来ればもう一ぺん念を押しますけれ
ども、高橋というそのときの警備部長
は、禁止をしておるのだということ
を言っておるわけですね。これは三十六
年の十月十三日の地方行政委員会の議
録ですから、あとでお読みをいたさ
たいと思ひますけれども、そのように
最初話し合ひだということ逃げよ
うとしておる。しかし逃げられなく
なつて正直に、禁止をしておるとい
うことを言った。私はこれは正直だと思
ふ。しかし禁止をしておるといふこと
自体が公安条例の行き過ぎであり、乱

用である。したがって、この公安条例
の三条に基づく許可基準からいって
逸脱であるということをおっしゃる主
として言おうと思つた。ところが局長
は、なかなか回転がいいのですか
ら、話し合ひだということをおっしゃ
る。しかしこれは実際はそうせん
でね。うそで、現実には禁止をされ
ておる。

では、このようにお尋ねをしまし
う。もし禁止をされておるとすれば、
それは行き過ぎだと言わざるを得ない
と思ひますけれども、それはそれでい
いますか。

○後藤田政府委員 現在の公安条例の
解釈として、禁止ということを行き過
ぎであると思ひます。

○松井(誠)委員 この公安条例の問題
については、地方自治体の立場から
いろいろ問題があるわけですね。つま
り、これが条例という形式で制定され
る。デモ禁止法というものが国会で流
れる。そうするとそれを、事実上公安
条例の運用ということに目的を達し
ようとする。そのこと自体が非常に不
法ですけれども、そういう問題とは別
に、この基本的な人権にかかわる、表
現の自由にかかわるものを国権の最高
機関できめないう、つまり法律とい
う形でやらないう、条例という形で現
実に規制をし得るといふ、そのこと自
体が非常に問題です。そういう意味で
この条例に罰則の規定を認めた地方自
治法の規定そのものにさへも違憲論が
あるわけですね。いんや、あなたも
さつき言われたように、この公安条例
の運用、公安条例の存在そのものに
ついて、合憲、違憲の問題はまだ残り
ておるわけですね。最初に言いましたよ

うに、いまの警視庁の現実の取り扱い方からいくと、少なくとも乱用だという結論が出る。私はそういう可能性は無いふんあると思う。いまの最高裁の判断をもってしても私はあり得ると思う。ですから、そういう問題であるだけに、私はこの公安条例の運用についてはもっと慎重であってしかるべきだと思ったのです。ところが実際には、この公安条例の運用について警察はだんだん高姿勢になってきておるわけですから、一ぺんあなたもデモのときに視察をせられたらいいと思うのです。この前の政防法のとときに私は自分自身で経験をしたのですけれども、あのときのデモの取り締まりの警察官というのは、デモ隊と同じ立場に立って、同じように感情をむき出しにしてやり合っている。これは権力を持っておる者のやることではないですよ。私自身もあれは先生だけれども、気遣い病院の先生だと言われた。これはちゃんと議事録に載っている。今度のデモのことは、私は具体的に知りませんけれども、最近非常に、デモ隊に言うのは、ちょっと来い、一ちようもんでやろうか、どこかその辺のコンビニが言うようなことをしよつちう言うわけです。そういうことによつて挑発をする。これはデモそのものが悪だというふうな警察当局の考え方がずっと末端までしみ込んでおるということなんです。表現の自由は原則として許さるべきものだという、そういう考え方は消滅しなしてしまっているということです。今度のデモの場合には、機動隊は第二と第四だそうだけれども、一体機動隊というものは、デモは悪なり、そういう教育

をやっているのですか。まさかそういうことではないでしょうけれども。最近の、鉄かぶとをかぶり、警棒を持ち、いでたちをきちんとした警官が、ほんとに無防備なそういうデモ隊と同じ立場で、同じような次元でものを言ったのなら、一体どういうことになるのです。デモそのものを、最初私は囚人の護送だと言いましたけれども、囚人をあたかも護送するような、そういう感覚でものをしておるのじゃないですか。ですから、われわれも今度は、そういうことを聞きましてもいやややということはございませんといい逃げられると思ひますから、ひとつテープレコーダーでも持っていて、おい、ちょっと一丁もんでやろうかというのをほんとに録音してこようと思う。これを野放図にしておたら全く必要なきに紛争が起きるということにならざるを得ないと思う。こういう現状は一体御存じですか。

○後藤田政府委員 最近の警察のデモの取り締まりがどうも高姿勢ではないか、こういうお話でございしますが、私も、何ぶんにも制服の警察官を大勢あつた際に使う、しかも警察官の年齢も相当若いといったようなことで、相手方に挑発をせられないように、またこういうデモの取り締まりについては、慎重の上にも慎重を期するようによつて、平素から十分教育をしておるつもりであります。機動隊等については、特にこうしろといったような教育はもちろんでいいないのでございします。そういう私どもの努力がまだまだ足らぬ、こういうことがたまたまのお話ではあるようございしますが、そういう点につきまして

は、もしそういう実態がありとすれば、私もさらに一そう教育を徹底をしてみたい、こう考えております。なお、最近高姿勢と、こういうおことはあったのでお答えをいたしておきたいと思ひますが、私は、最近のいわゆる群衆の事件につきましては、早期、迅速、徹底ということでありなさい、こういうことの指導をいたしております。つまり、違法行為を違法行為として見のがしてはいけません、これは結局は大きな問題に発展するおそれがあるものである、したがって、違法行為がある場合には、あくまでもそれは早目に、しかも処理をできるだけ早く、そして徹底してやれ、こういうことを申し上げておきます。と同時に他方、現在の警察は昔の警察とは違ふのだ、これはやはり民衆の支持なくしては運営ができないのだ、したがって、そういう意味合いから警察のやり方についての、いわゆる民主的なやり方という点について、これはまた他方十分ひとつ配意をしてやれ、こういう両面からの指導をいたしておりますので、その点この機会にお答えをさせていただきます。○松井(誠)委員 警視庁の方はお見えにならぬようですから私これでやめさせていただきます。最後に申し上げておきたいと思ひます。

いまの早期、迅速云々という原則はわからぬではありませぬけれども、しかし、それは、逆に言えば、参加者が条件違反をする、そのときにはすぐに公共の秩序に危険が起きたというように早合点することはない。つまり参加者に対して制止をする、それに対して抑止をする。これについては法定の条件が要るわけですから、何か参加者がジグザグをやった、参加者が何か少し歌を歌ったということだけで、この条件違反だということだけで、すぐ公共の秩序が乱されたというわけにはいかぬでしょう。ですから、そういう意味では、条件違反があればすぐにびしびし取り締まるというのが早期云々という原則の適用じゃ私はないと思ひます。そうじゃなしに、それこそまさに法律にのっとってやるとすれば、この法律がきめておる制止なり阻止なりという条件に合うかどうかという慎重な判断が必要だと思ひます。ですから私は、早期などということは決してほめたことではない。おくれてもいい。これがおくれたために取り返しつかない事態が起きるということは現実にはあり得ない。それが取り返しつかない形になるのは、逆に言えば不必要な挑発があるからだ。これからだんだんデモの季節になってまいります。ですから、そのデモの季節のときに、ひとつわれわれも、先ほど言いましたけれども、これは笑い話ではなくて、そういう非常に挑発的な警官の声を録音したという。それを持つてこの国会でもう一ぺん私はやるかもしれない。そのときにひとつ後藤田さん、責任を取ってもらいたい。そういうことで、それから、これからあとひとつ慎重な運用をお願いいたしまして、質問を終りたいと思ひます。

○後藤田説明員 先ほど先生からお尋ねのありました、社青同と社会党との集団の割れ目といひますか、そのつなぎ目に、間違つて突つ込んだというあの件でございしますが、ただいま私のほうで警視庁に問い合わせました。その事実がまだ確認されておらずで、後刻事実を調査いたしまして、また次の機会などで御報告をさせていただきます。○松井(誠)委員 ちよつと一点だけ。最後のつもりでしたけれども、いま、警告さえすれば、それで逮捕の条件ができるかのような御答弁ですけれども、そうではないに、やはり公共の秩序を保持するためという目的があるのですから、条件違反だけでは公共の秩序の保持が乱されたということにはならぬのではないかと。つまり警告というものは逮捕の前提だということではなしに、その結果、やはり公共の秩序が乱れるような状況が現出をしたという、もう一つの条件がなければ制止はできないのではないですか。

○後藤田説明員 これは第四条の關係ではお話しのように警告、制止あるいはその他の所要の措置ということとでございまして、これは一般参加者に対してと申しますか、集団行動をなす人々全部に対してそういう規定が適用される

わけでございますが、第五条のほうは、条件に違反した集団行動等を指導すれば、それが直ちに犯罪になるというたてまえになっておるわけでございます。

○松井(蔵委員) 私がいまお尋ねしたのは四条件についてお尋ねしたので、

五条と四条件の問題については、先ほどの答弁でわかりましたから、そのことをいま問題にしたのではないのです。

それから、社青同と社会党の中に突っ込んで来たというものは、その間にひっくり返された人間が何人かおるのです。たとえば、名前を申し上げますけれども、鈴木茂三郎さんの秘書なんか、あの大きな人がひっくり返された。あれは社青同でも何でもありません。そういう人が何人かおるわけです。そういう明らかな警察に非のあるときには、警察は信賞必罰できちんとやってもいい。そういうことをやらないで、明らかに不法だということまで何か警官をかばうことが警官の士気を高めるのだという錯覚を起して、そういう警察の非までもかばおうとする。ですから、警察はどこまでやったらわれわれの長官にしかられるか、際限もないということ、こういう挑発的態度が出てくる。ですから、事態ははっきりしたならば、それが明らかに行き過ぎだということになるならば、やはりちゅうちょなくしかるべき処分をやるべきだと思ふ。そうしなければ、一方的なやり方だけで運用がされておるものから、警察は強圧だという考え方がわれわれの中にしみ込まざるを得ない。このことは村長官のときから私は繰り返したのですけれども、なかなかそれがいかない。ですから、

ら、明らかに警察が非である、行き過ぎだという場合には、相手がデモ隊であらうと何であらうと、きちんとした処分をとってもらいたい。このことを最後にお願いをして、私の質問を終わりたいと思ふのです。

○永田委員長代理 細谷君。

○細谷委員 先ほど関連質問でお聞きしたいと思つたのですが、議面の前に示威行進をやった、そういうことが逮捕の原因になったということですが、当時の現況をごらんになってもらひたいですか、お尋ねします。

○後藤説明員 私どもここにおります者はだれも見ておりません。警視庁からの報告に基づいて先ほど御報告申し上げたわけでございます。

○細谷委員 私は当時議面の階段の中段において見ておつたようですけれども、街路樹に沿つて歩いてきたのですが、若干それは騒々しくなつたようでした。議面の前に国会議員が並んでおつて、請願者がまゝとて列が少し曲がつて来たのです。そのときに、やあつと警官が割つて入つたのです。ですからこれはむしろ挑発しているのじゃないかというように私は受け取れたのですが、その辺の報告は受けておりませんか。

○後藤説明員 これは先ほど私が申し上げましたように、私どものほうに報告がございましたのは、ただいまお話の議面の付近におきましては――第六梯団というのは日比谷公園を出るときからすでに相当な蛇行進をいたしまし

ときに、この付近において警戒中の警察部隊に対して、スクラムを組んで殺到し、激しい渦巻き行進並びに蛇行進を行ないながら議面のほうに進行した、こういう状況が報告されておるのでございます。

○細谷委員 私の目に映つたのは、第二会館のほうから曲がつてまいりました、そして衆議院の議面のほうに、曲がり角から蛇行したとか、そういう状況はございません。ただ、議面の前に請願者が来る際に列がU型に曲がつた、こういう事実でございますけれども、その曲がつた際には、もう警察官が四列くらいでさあつと入つてしまつて、ほんとうのところは議員の目の前

は六尺くらいしかあいてなかった。両方から警察の列が入つて、端的に言いますと、ほとんどくつてしまつて請願者は二、三人も入れない、こういう状況になりました。その際に国会議員から、そういうことで警察が請願をじゃましてゐるじゃないかという強い声がありまして、どけろ、どけろということでもどいてもらつたということがありまして、報告に書いてあるような状況じゃないのです。そういうところにやはり問題があるのじゃないか。何とかしてつかまえて、そうして行列を乱そう、デモの勢いをくずそうという意図があるのじゃないかと、その報告の文章を伺いますと私には感じられます。

○後藤説明員 それは私のほうの局長からも、逮捕者が出ておることでもありまして、その状況は十分しかりつかんでおかなければならぬという指示がありまして、私のほうでも念を入れまして、その逮捕の状況等につきま

て、行き過ぎがなかったか、あるいは証拠関係に十分であるかどうか、そういう点についてはさらに突っ込んで聞いたわけでございます。重ねて申し上げたように、報告が手元に参つたような次第でございます。

○細谷委員 念を押して調べられたというのでしよう。大体においてイチョウ並み木の舗道の部分には警察官がずつと行つて、そうして国会のかきねが、かきねのほうはほんとうに人が一人横になつて通るくらいしか余地がない。あの舗道は全部警察官が並んでおるのです。そうしてイチョウ並み木のL型舗道に沿つて縦隊で来

てゐるのです。蛇行するといふところはなんでしょう。ですから、その状況は念には念を入れて調べたというが、私はこの二つの日ではっきりその間見ている。第二会館からおられた坂のほうには知りませんが、私の目に映つた限りにおいては、いまの報告の文章はきわめて過大な悪質な書き方だと思ひます。

○後藤田政府委員 ただいまのお話は当夜における事実関係のようでございます。私どもは、いま後藤課長からお答えしておりますように、報告に基づいておるだけでございますので、お話の点も事実関係をさらに調べまして、適当な機会にお答えを申し上げます、こう思ひます。

○細谷委員 事実関係を調べるといふことでありますが、そういう問題がありましたので、同僚である社会党の国会議員も、そういう行き過ぎが警官に起こらないように、また行列の中に起

こらないようにというので、一時その中に入つていった。その国会議員が押し出されて、その押し出され方もかなり乱暴なものがあつた。めがねを付けている人などは、めがねが完全に割れておるくらいに警察官に押し出された、そういうことであります。いまの文章を見ますと、もう曲がつたところを完全に蛇行して来た、そうしてやつてゐるという書き方ですが、蛇行する条件がないわけですね。しかも精査されたその報告は事実と非常に違つておる。こういう点は、公安条例というものに基ついて大衆運動を過度に押えつてやうといふことから書かれた、事実とははなはだしく違つた表現のようでありまして、よく調べてやつていただかぬとこれはたいへんなことな

○永田委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

昭和三十九年四月十四日印刷

昭和三十九年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局